

## 第 7 期 第 6 回練馬区環境審議会

(令和 2 年 11 月 11 日 (水) : 午前 9 時 30 分～10 時 45 分)

日時 : 令和 2 年 11 月 11 日 (水) 午前 9 時 30 分～10 時 45 分

会場 : 区役所本庁舎 5 階 庁議室

出席者 :

委員 (五十音順) :

阿部委員、井口委員、石神委員、伊東委員、岩橋委員、小口委員、黒川委員、  
新堀委員、高崎委員、高橋委員、梨元委員、服部委員、藪本委員、横倉委員、  
横澤委員、若林委員、

区側 : 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

○事務局 本日は 16 名の委員のご出席をいただき、定数の過半数に達しておりますので、環境審議会は成立しております。

○会長 事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しているということですので、ただいまから第 7 期第 6 回の練馬区環境審議会を開会します。

今年度最初の審議会ということで、4 月の人事異動による理事者交代に伴うご挨拶をお願いします。

(環境部長、環境課長、清掃リサイクル課長挨拶)

○会長 続きまして、新しく委員になられた方をご紹介します。

(新委員挨拶)

○会長 審議・報告事項に先立ち、事務局から配付資料、前回会議録の確認をお願いします。

(事務局から配付資料の確認／前回会議録の確認と承認)

○会長 それでは、お手元の次第に沿って審議を進めます。

本日は審議事項が 1 件、報告事項が 1 件です。

まず、審議事項である「西武鉄道新宿線 (井荻駅～西武柳沢駅間) 連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案への区長意見を提出するに当たり、案の説明をお願いします。

(環境課長が資料 1 の説明)

○会長 アセスメントの基本手続きとこれまでの経緯、区長意見として再度意見を提出することが必要と思われるものなどについて説明をいただきました。

質問や意見がある方はどうぞ。

○委員 この区長意見 (案) では、一般的に予測されるようなことについて必要な措置を

講じることを求めています。東京外郭環状道路トンネル工事現場での陥没発生のように、現時点では予測していないようなことが起こった場合の対処についてはどのように求めていくのでしょうか。

**○環境課長** 予測していない新たな要因が生じた場合には、あらためて環境アセスメントの項目に関する調査等を実施して、必要な措置を講じることを、今回の区長意見（案）の中に盛り込んでいます。

東京外郭環状道路トンネル工事を始める際にも事前に環境影響評価は行っています。調布市での陥没についての原因や因果関係については、現在東京都で調査中とのことですが、その地域の地盤が軟弱だということは、当時から把握されていました。

このときの評価では、地上から掘り下げていく工法ではなく、地中を掘っていくという事で安全性には問題ないとされていました。今回の陥没によって調査を行い、必要な措置を講じたうえで今後の工事をどう進めるか検討するという事です。

このように、何か問題が起こった場合にはあらためて必要な措置を講じるようにという要望は、区長意見（案）の全般的事項として述べているところです。

**○会長** よろしいでしょうか。

**○委員** はい。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。

**○委員** 以前の審議会でも議論した「騒音・振動」について、今回の区長意見（案）の中で、「精度の高い高さ方向の調査を実施されたい」と述べられたことは大変有意義だと思います。

また、「技術進捗などを踏まえた対策を追加で実施して、環境の保全に一層努められたい。」との要望で環境への負荷の少ない高架化を提案している点もよいと思いました。

次に、日影についてです。冊子『環境影響評価書案』の142ページの地図では、井荻駅から西武柳沢駅の手前までの西武新宿線沿線区域が「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき範囲」としてグレーの網掛けで示されています。そして、「日影に特に配慮すべき施設等」に地点番号が振られています。

その中のA1とA2の東京女子学院中学校と高等学校について、3ページの表4-1（2）「環境に及ぼす影響の評価の結論」では、以下のように結論づけられています。

「なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、東京女子学院中学校及び高等学校の敷地の一部で規制時間を超える日影が生じるものの、日影が生じる範囲は主に擁壁部となっているため、日影の影響は小さいと考えられる。」ということで、日影の影響はあまりないということがわかり、安心したところです。

ここでお聞きしたいのは、140ページの（4）調査結果「ア 日影の状況」の説明文にある「一部盛土式」と「地平式」という用語です。東伏見駅の西側は一部が盛土式で、その他の3つの駅、上井草駅と上石神井駅と武蔵関駅の区間は地平式であると書かれていますが、「盛土式」であること、または「地平式」であることと日影とは何か関係あるのでしょうか。

**○環境課長** 「盛土式」「地平式」とは、鉄道施設の現況のことだと思います。後ほど詳細をご説明させていただきます。

**○委員** 「盛土式」は地面から土を盛るイメージ、「地平式」はやぐらを作って高架にす

るというようなイメージをもっていますがどうでしょうか。

○委員 それについて、不動産業の立場から知っていることをお話ししてもいいでしょうか。

○会長 よろしく申し上げます。

○委員 「盛土式」「地平式」とは、鉄道施設の現況の説明です。「盛土式」とは土を盛った上に鉄道施設を建てたという意味、「地平式」とはもともとの地面の上に鉄道施設を建てたということを意味していて、日影の影響との関連はありません。

○環境課長 この文章は鉄道施設の現況を説明したものだということで間違いございません。

○会長 鉄道施設の現況が日影にどう影響するかというところまでは、この文中には示されていないということが確認できます。

○委員 そうしますと、3ページの表4-1(2)「環境に及ぼす影響の評価の結論」に戻ると、

A1とA2の東京女子学院以外の施設については基本的に「評価指標を満足する」と結論付けられていることで、特に心配はないということで、今回の区長意見(案)では日影を個別事項としては挙げることはない、という理解でよろしいでしょうか。

○環境課長 環境影響評価書案では建築基準法等を参考に、日影となる時刻・時間数等の状況の変化などを基準にして評価をしています。A1とA2の東京女子学院には、一部で規制時間を超える日影が生じるものの、擁壁部分であるため影響は少ないということで、最終的には評価指標を満足するという結論になっているため、現状は問題ないと判断しています。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 質問の前にお尋ねします。本日、資料の差替えがありました。これはどこをどう変えたのでしょうか。

○環境課長 変更箇所は、1 全般的事項(1)の「可能な限り」という部分の削除のみです。

○委員 わかりました。では、質問に入らせていただきます。参考資料『東京都環境影響評価条例に定める基本手続』に、周辺住民に対する説明会のことが記載されています。この説明会の開催場所・回数・出席人数などを教えてください。また、そこで挙げた主な意見や議論についても教えてください。

○環境課長 説明会は、10月7日から15日にかけて、工事区間を有する杉並区・練馬区・西東京市において全8回開催し、500名ほどの来場者があったとのこと。練馬区内では上石神井中学校と関中学校で各2回ずつ、計4回行いました。

コロナ禍のため、区の職員の入場も制限されておりましたので、環境課職員の入場は見合わせました。事務局から聞き取った主なご意見やご質問は、構造形式、工事着手場所の順番、工事の完了時期、車庫延伸部、環境や教育施設への影響、事業に合わせた相互乗り入れの予定、事業に伴う用途地域の変更などについてです。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 提案をしたいのですがよろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○委員 まず1点目、資料1の1 全般的事項(1)です。事前送付版には、「練馬区民の意見・要望を可能な限り反映されたい。」と書かれていましたが、本日配付された差替え版では「可能な限り」が削除されていました。私もこれは削除した方がよいと思っていました。

2点目は、全般事項(3)です。「周辺住民からの意見・要望は真摯に受け止め～」とありますが、周辺住民の範囲は定まっているのでしょうか。例えば光が丘の住民は含まれるのでしょうか。この「周辺住民」という表現は、「特別な影響を受ける周辺住民」もしくは「利害関係者」という書き方にしたほうがよいと思います。

○環境課長 環境影響評価書案に対しては、その地域の周辺住民でなくても、「都民意見」として広く意見を出すことができます。

練馬区長が意見を出すに際して取り入れる住民の意見や要望を、「周辺住民から」のものに限る必要があるかどうかはご意見として検討いたします。

○会長 検討していただくことが妥当と思います。若林委員、以上でよろしいですか。

○委員 質問を続けさせていただけますか。区長意見を東京都に提出したら、意見に対して回答があるのでしょうか。それとも提出して終了になるのでしょうか。

○環境課長 この後の手続では、意見書に対する見解書が東京都から提出され、区長意見および都民意見に対しての事業者としての考えが示されます。

その後、皆さんの意見を聴くための「都民の意見を聴く会」も開催されます。

○委員 それは私たちにもお示しいただけるということでしょうか。

○環境課長 はい。

○会長 よろしいですか。

○委員 あと2点あります。1点目は意見です。資料1の2 個別事項(1)イの2行目「必要な箇所において個別の対策を実施されたい。」とありますが、この一文は「個別の箇所において必要な対策を実施されたい。」とした方がよいのではないかと思います。

2点目は質問です。個別事項(1)オに、「深夜に及ぶ夜間工事は、回数を最小にし～」とありますが、深夜に及ぶ夜間工事は実施することが既に決まっているのでしょうか。

○環境課長 全ての工事を昼間だけでということは難しいと考えています。深夜に及ぶ作業が一定程度あるということを念頭においたうえで、騒音・振動についての影響の予測・評価をしていると捉えています。

○会長 以上、ここまで区長意見(案)にいただいたご質問やご意見については、区でしかるべき整理を行った上で区長意見として提出するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それではご承認をいただいたということで、次第3の審議事項については以上といたします。

次に次第4の報告事項、練馬区環境基本計画2011(後期計画)令和元年度進捗状況の評価結果について、事務局から説明をお願いします。

## (環境課長が資料2の説明)

○**会長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見がある方はどうぞ。

○**委員** 2点あります。1点目は、年号の書き方です。例えば13ページの『区の温室効果ガス削減目標』の長期目標のところでは「令和12年度（2030年度）」と書いてあるが、ほかのところでは「H29（2017）」という書き方や「H」や「R」だったりして統一されていないので、わかりづらいと思いました。

2点目は12ページの『エコライフチェックを活用した地球温暖化防止普及啓発の取組』についてです。40,601人の参加というのはすごい数だと思いました。これは毎年実施しているのでしょうか。きっとエコライフデーの日には決まっていると思うので、10月なら10月と明記した方がいいと思いました。以上です。

○**環境課長** 1点目の年号の書き方については、『温室効果ガス削減目標』のような世界的な話の場合には、西暦を先頭にして後ろに元号を添える書き方がわかりやすいと思うのですが、練馬区の公文書の管理規程の中で、「原則は元号、必要に応じて西暦を併用」と定められています。「H」や「R」は確かにわかりづらいのですが、スペースの少ない表の中では略語として使っています。全体で統一がされているかどうかについては今後精査します。

2点目のエコライフチェックについては毎年、小中学校のご協力により、児童生徒、保護者に参加していただいております。今年もたくさんのご参加をいただきました。

従前は、クーラーをつける8月から、夏休み期間も含めて実施期間としていたのですが、今年はコロナ禍の影響で時期を少しずらして夏休み終了後から開始しました。また、学校の現場ごとにいろいろな状況があったことも実施期間の幅に影響しています。

次回からは、実施した期間を明記する方向で検討します。

○**会長** 進捗状況の報告について、ほかにいかがでしょうか。

○**委員** 12ページ重点事業の2つ目『区民参加による生きものの生息状況の把握』のうち、「全区的な生きもの調査はみどりの実態調査と併せて3年度に実施予定」についてお聞きします。平成23年度に実施した「練馬区自然環境調査」ではかなり詳細な報告がなされていますが、今回はそれと同等の調査になるのでしょうか。9年前のこの調査のデータを基に、継続的にモニタリングをしていくのでしょうか。もしやり方を変えるという場合には、具体的にどのような調査にされるのか教えていただけたらと思います。

○**みどり推進課長** 前回23年度の調査結果をこの場には持ってきておりませんので、同等の調査項目になるかどうかは今お答えできませんが、「みどりの実態調査」は5年ごとに行うことが条例で決まっております。そのタイミングに併せて生きもの調査も実施することを検討しています。

前回調査の項目と比べてどのような内容になるかは、詳細が決まり次第お知らせいたします。

○**委員** 杉並区では5年ごとにこれまで7回の定期的な自然環境調査によるモニタリングを行っています。生物多様性を銘打っているのであれば、外来種や絶滅危惧種などについてのモニタリングを行うためにもベースとなるデータが必要になってきます。定期的にモニタリングができるようなシステムを練馬区としても構築していただけたらと思います。

○委員 小泉環境大臣は2050年ゼロエミッションという目標を掲げています。練馬区の二酸化炭素部門別排出量の構成は、産業部門はわずかで、民生部門からの排出が中心となっているとのことです。そうすると、やはり小さなことをコツコツ積み重ねていくしかないと思います。

『区の温室効果ガス削減目標』の短期目標で「令和元年度（2019年度）までに9.2%削減すると定め、今回これを10.8%削減という結果で目標達成ができたわけですが、練馬区の場合、なかなか大きなアドバルーンとなるほどの目標は掲げられない。すぐに答えは出ないと思いますが、民生部門中心のCO<sub>2</sub>排出量をどこまでどのように下げていくかということについて、どうお考えですか。

○環境課長 先般、菅総理大臣も所信表明演説の中で2050年ゼロエミッションを**発信**表明しました。この世界的な潮流の中で、今後は国から実行計画やロードマップが示されると考えています。

練馬区は今、まずは現時点で国と同じ目標である「令和12年度（2030年度）までに26.0%削減」、これをより早期に前倒しで達成するということを目の前の目標としています。今回も短期目標9.2%を前倒しで達成しました。

委員がおっしゃったように、産業部門の少ない練馬区では、大きな工場をターゲットにして大幅なCO<sub>2</sub>排出量削減が実現するというのではなく、区民一人ひとりの行動変容を促すと共に、各家庭での省エネあるいは再生可能エネルギー設備の導入により、CO<sub>2</sub>排出量を削減していくことが必要だと考えます。

特にこのコロナ禍の中で、どのように行動変容を促していくかということ、地道に啓発を続けて、委員のおっしゃるような小さなことをコツコツ積み重ねていくしかないと思います。家庭でできる節電の例で言うと、「冷蔵庫の買い替えでこんなに消費電力が減りますよ。」というわかりやすいところから情報発信していくべきだと考えています。啓発のためのイベントは、コロナ禍の影響で軒並み中止になっている現状ですが、区のホームページやITなどを活用して、情報を発信し、啓発をしていこうと議論を進めています。

いずれにせよ、まずは令和12年度（2030年度）までの26.0%削減を前倒しで達成して、国のロードマップが出た時点でそれを踏まえた新たな区の目標値を設定することを考えております。

○会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○委員 私は毎朝、近隣住民の集まりでの体操に参加しています。夏の朝、定刻の6時10分に集合すると、もう既に明るいのに公園灯がまだ点いたままです。しばらくすると消えて省電力モードに入っていますが、あの短い間の点灯も、塵も積もってCO<sub>2</sub>排出量の積み増しになっているのではないかと思います。

○環境課長 今伺った照度の設定については、公園灯の所管課に伝えます。ありがとうございました。

○委員 練馬区の人口についてお聞きします。この1年間、コロナ禍の中でも約74万人という総数はあまり変わっていないかと思えます。しかし、そのうち約2万人の外国人住民についてはこの1年間で1,000人以上減っています。これは環境と何か関わりがあるのかどうか、ご存知でしたら教えてください。

○環境部長 人口というのは、ただ多ければよいというわけではありませんが、人口の力

というものは確かにあって、区の勢いを計るひとつの尺度になりますので、変動については意識しています。

コロナ禍前には人口増加していたものが、委員のおっしゃるように外国人、それから若い世代が入ってこなくなり、人口の土台が変わってきているようです。人口の動きについては今後も注目してまいります。

**○会長** ほかによろしいでしょうか。

**○委員** ここまでのお話で、コロナの影響はやはりいろいろなところに現れていると感じました。その一端としての人口の頭打ちということについて言うと、若い世代がテレワーク中心の働き方になると、これまでのように都会に住む必要がなくなってくる。田舎に行けば山が買えるということで移住していく流れが確かにあります。その一方で、外国人については現在入国が制限されているという問題がある。

そういう現状の中で、練馬区の会議体の在り方について申し上げたい。本日のこの会議会場は、率直に言って密の状態となっています。

会議開催において一番苦勞するのは、大きな会場の確保です。会場が確保できてようやく会議日程が決められるというのがこれまでの流れですが、会議形式を大きく変えたのがZ o o m会議です。私が参加している光が丘地区連合協議会は、会議を全てZ o o mによる会議にしました。24人のメンバー全員をZ o o m対応できるようにするまで1か月ほどは苦勞しましたが、やってみればこんな便利なものはありませんから、いろいろな会議をZ o o mなどにしていくべきだと考えています。

Z o o m会議への移行で問題となる、紙の配付資料をどうするかということについては、これもZ o o mで画面上に映し出すことができます。

そして、さらに一歩進んだ先は動画の導入です。協働推進課では、これまでココネリホールで開催して100団体以上が参加していたイベントを全部動画配信で実施しようという企画をしています。コロナ禍の中で、会議の在り方や生き方、どんどん変えていくべきです。85歳の私が身をもって実践していますので、ぜひ検討をお願いします。

**○環境部長** ご意見ありがとうございます。会議の在り方については区全体で検討しているところですが、コロナはまだ実態がつかめていないところがあり、結果的に泥縄方式の対応になっている面もあります。委員のおっしゃるとおり、新しい発想で先取りした取組をしていかななくてはならないということを念頭に、この会議の在り方についても検討してまいります。

**○委員** この審議会の人件だと、密にならずに開催できる会場は本庁舎地下の多目的ホールぐらいではないでしょうか。ここはもう、3か月から半年先までの予約競争となっています。この現状を委員のみなさんにも知っていただきたいと思います。

**○会長** 環境全般の中で、コロナ禍というものが最も大きな変化をもたらしているとも考えられるので、この審議会でもコロナの議論が出ることは十分有り得ると思います。その点から考えると、会議の在り方についても工夫が必要だろうと思います。

ほかにはよろしいですか。

(意見なし)

○会長 それでは、報告事項に続き、次第の「その他」についてお願いします。

○環境課長 その他事項2点について、口頭で報告させていただきます。

1点目、羽田空港の機能強化に関する新飛行経路の現状についてです。

この審議会においては、昨年度の10月30日に開催した第7期第3回の会議において、新飛行経路の決定について報告し、ご質疑をいただきました。その後実際に飛行機を飛ばして検査を行う実飛行検査を経て、本年3月29日から運用が開始されています。

まず運用開始後の航空機騒音については、練馬区では豊玉北にある区の研修所の施設に測定局を設置して、常時測定を行っています。国が住民説明会で示していた数値は、大型機だと67～70デシベルとされていました。実飛行検査の時点と、その後本格運用が始まった以降も、測定の結果は同等または推計平均値以下の状態が続いています。

飛行中の騒音が何デシベルかは、国交省のホームページにリアルタイムで掲載されており、練馬区のホームページからもリンクを張っています。

次に落下物について、国交省からは小さな部品の欠落が報告されていますが、平成29年9月に大阪で起こったパネル落下のような大きな事案は、この新飛行経路の運用以降は報告されていないとのことです。

区民の方々からは、「騒音が大きい」「便数が多い」「機影がかなり大きい」等のご意見が、10月末までに27件寄せられています。いただいたご意見は、個人名を伏せた上で国交省へ情報提供しています。

なお、国交省は現在、『羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会』を設置して、関係自治体、特に空港周辺の自治体からの、新飛行経路の固定化を回避する取組を実施する要望に対して、航空機の技術革新を踏まえ、騒音軽減等の見直しが可能かどうか検討を行っています。

区としては、この検討会の議論を注視するとともに、これまでも国に対して要望してきた騒音軽減および落下物防止対策の徹底について、引き続き強く要請していきます。以上で1点目の口頭報告を終わります。

○会長 羽田空港新飛行経路の現状について、何かご質問等おありですか。

(なし)

○会長 では、2点目についてお願いします。

○環境課長 2点目は、次期の環境審議会についてです。現在の第7期委員の任期は来年の3月21日まで、次の第8期については任期を令和3年4月1日から令和5年3月31日までということで予定しております。

区民公募委員につきましては、12月から応募を開始するというので、来月12月1日号の区報およびホームページにて周知をしてまいります。

団体委員につきましては、12月から各団体に推薦依頼を行いますのでご協力をお願いします。

なお、今期の会議開催予定については、案件の状況によって別途調整のうえお知らせいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

全体を通じて、何かご質問等あればお伺いしますが、よろしいですか。

(なし)

○会長 以上をもちまして、第7期の第6回の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。